

異動の際、転勤先での不当労働行為が発生しています！

私たちの実践で不当労働行為を撲滅しよう！

18春闘以降、JR東労組の組合員に対する不当労働行為が発生し、現在もなお続いています。そもそも不当労働行為とは、どのような行為のことを言うのでしょうか？

不当労働行為とは？

引用：厚生労働省ホームページ

労働三法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）のうちの、労働組合法第7条において、使用者【会社】の中に結成されている労働組合や、その労働者【組合員】に対する次のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

〔不当労働行為として禁止される行為〕

組合員であることを理由とする解雇その他の不利益扱いの禁止

イ 労働者が、

労働組合の組合員であること

労働組合に加入しようとしたこと

労働組合を結成しようとしたこと

労働組合の正当な行為をしたこと

を理由に、労働者を解雇したり、その他の不利益な取扱いをすること。

ロ 労働者が労働組合に加入せず、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること（いわゆる黄犬契約）

どんな情報でも、東労組役員まで連絡をお願いします！

不当労働行為はコンプライアンス違反です！



不当労働行為は許しません！